

広島県訓令第九号

本 庁
地 方 機 関

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令（昭和五十七年広島県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地域事務所厚生環境局福祉課」を「広島地域事務所厚生環境局福祉課」に改める。

第二条中「相談措置課」を「相談援助課」に改める。

第九条中「農林水産部農水産振興局技術振興室」を「農林水産局農水産振興部農業技術課」に、「同室」を「同課」に改める。

第十条中「農林水産部農水産振興局水産振興室」を「農林水産局農水産振興部水産課」に、「同室、当該課」を「同課」に改める。

第十四条第一項を削り、同条第二項中「センター、課又は室」を「課又はセンター」に、「当該センター、課、課又は室」を「当該課又はセンター」に改め、同項を同条第一項とする。

別表第二福祉保健部総務管理局こども家庭支援室並びに社会福祉局社会援護室、障害者支援室及び高齢者支援室の項中「福祉保健部総務管理局こども家庭支援室並びに社会福祉局社会援護室、障害者支援室及び高齢者支援室」を「健康福祉局総務管理部こども家庭課並びに社会福祉部社会援護課、障害者支援課及び高齢者支援室」に、「福祉保健部社会福祉局地域福祉室」を「健康福祉局社会福祉部地域福祉課」に改め、同表県民生活部総務管理局青少年・地域安全室及び福祉保健部総務管理局こども家庭支援室並びに福山地域事務所厚生環境局福祉課及びこども家庭センター（備北こども家庭センターを除く。）の項中「県民生活部総務管理局青少年・地域安全室及び福祉保健部総務管理局こども家庭支援室並びに福山地域事務所厚生環境局福祉課及びこども家庭センター（備北こども家庭センターを除く。）」を「環境県民局総務管理部県民活動課及び健康福祉局総務管理部こども家庭課並びに広島こども家庭センター」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。